

**第3次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃  
施設組合地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

**令和5年3月**

**大牟田市**

**大牟田・荒尾清掃施設組合**

## ■目次

第1章 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
(4) 本市の取組状況	4
第2章 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 温室効果ガス以外の対象とする項目	6
(5) 計画期間	7
(6) 計画の位置付け	7
第3章 市の現況	8
(1) エコオフィスおおむた21(2012～2021)の取組結果	8
(2) 温室効果ガスの排出量	9
(3) 温室効果ガス以外の項目の排出量等	11
第4章 取組の目標	12
(1) 目標設定の考え方	12
(2) 温室効果ガスの削減目標	12
(3) 温室効果ガス以外の項目の削減目標	13
第5章 目標達成に向けた取組の内容	14
(1) 温室効果ガスの排出を削減する取組	14
(2) 温室効果ガス以外の項目を削減する取組	16
第6章 推進体制と進捗管理	18
(1) 推進体制	18
(2) エネルギー管理組織との連携	18
(3) 進捗管理	20

## 第1章 背景

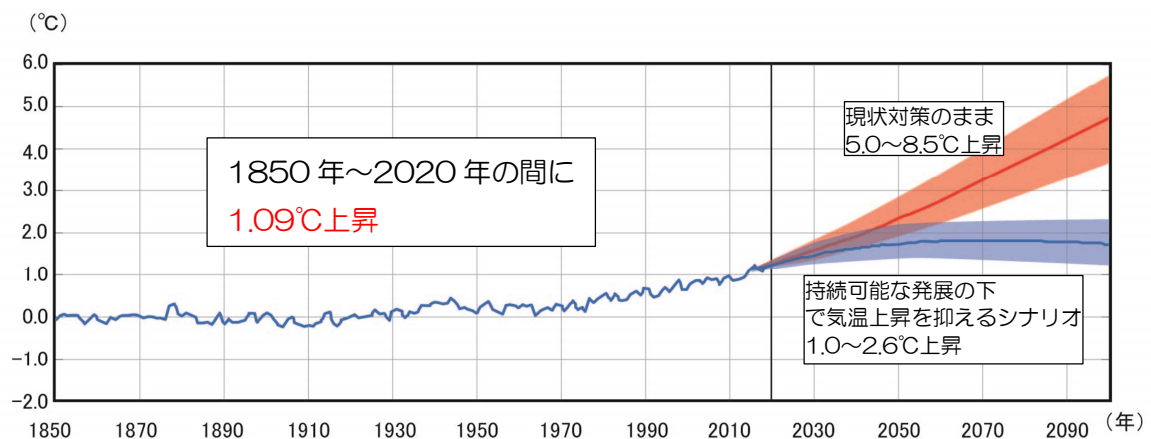
### (1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

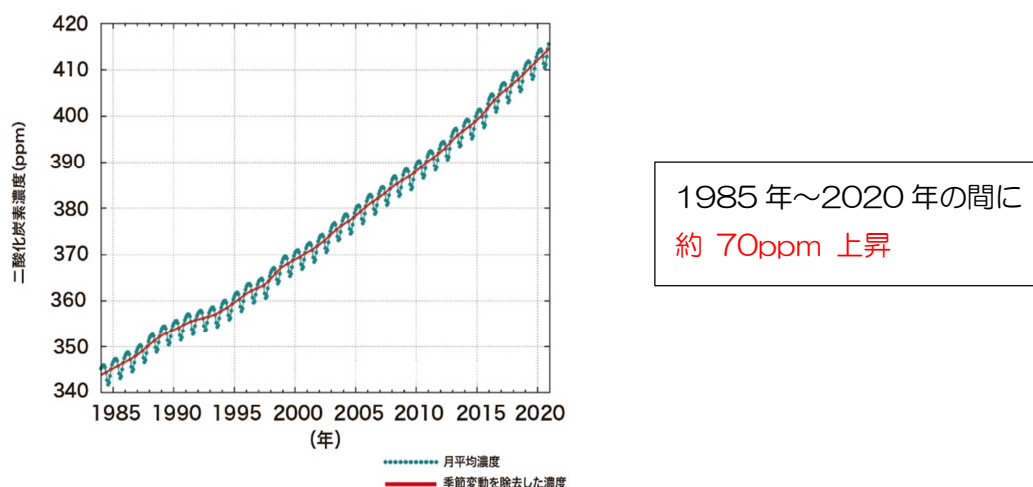
既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



出典：IPCC 第6次評価報告書 大牟田市加工  
図 1-1 地球温暖化による気候危機



出典：温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）  
図 1-2 地球全体の二酸化炭素の経年変化

## (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

1970（昭和45）年代以降、森林の砂漠化、温室効果ガスによる地球温暖化など、人類の活動による地球環境への悪影響を問題視する声が世界中で高まりました。

地球温暖化や気候変動に対しては、世界が一致団結して取り組む必要があります。

1992（平成4）年に国連で気候変動枠組条約（UNFCCC）が採択され、1994（平成6）年に発効しています。これに基づき、1995（平成7）年から「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」が開催されています。

表 1-1 COPに関する動き

年	説明
1992年	気候変動枠組条約（UNFCCC）採択（1994年発効）
1995年	COP1がドイツ・ベルリンで開催
1997年	COP3が日本・京都で開催 「京都議定書」を採択（2005年発効）
2001年	アメリカが「京都議定書」から離脱
2015年	COP21がフランス・パリで開催 「パリ協定」を採択（2016年発効）
2020年	アメリカが「パリ協定」から離脱
2021年	アメリカが「パリ協定」に復帰
	IPCCが第6次報告書（WG1）を発表
	COP26がイギリス・グラスゴーで開催 「グラスゴー気候協定」を採択
2022年	COP27がエジプト・シャルム・エル・シェイクで開催

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。合意に至った「パリ協定」は、1997（平成9）年に採択された「京都議定書」の後を継ぎ、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2021（令和3）年11月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、「グラスゴー気候協定」が採択されました。この協定には、「1.5℃に抑えるために、2022（令和4）年末までに2030（令和12）年の排出目標を各国が再検討する」、「石炭火力発電の段階的な削減」、

「途上国への資金支援の拡充」などが盛り込まれ、2022（令和4）年11月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催されたCOP27ではこれをさらに強化・充実させることが合意されました。

気候変動の緩和や適応への取組は、地球規模での重要な課題になっています。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050（令和32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和3）年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、「我が国は、2030（令和12）年、そして2050（令和32）年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと」、「2050（令和32）年カーボンニュートラルと2030（令和12）年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること」、「目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくこと」などが示されています。

表 1-2 我が国の地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

#### (4) 本市の取組状況

本市では、地方自治体に実行計画の策定を義務付ける「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行される前から、「エコオフィスおおむた 21」の取組を推進してきました。

1999（平成 11）年から 2001（平成 13）年にかけて取り組んできた、「エコオフィスおおむた 21」は、市役所は市民に率先して環境に配慮した職場環境づくりに取り組むとの考えによって、「大牟田市環境配慮率先行動計画」として策定しました。

続いて、2002（平成 14）年から 2011（平成 23）年にかけて推進してきた、「エコオフィスおおむた 21」は、「温対法」に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定したものでした。

その後に策定した、2012（平成 24）年度から 10 年間の「大牟田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－エコオフィスおおむた 21（2012～2021）－」では、市が管理する施設・設備等を網羅的に対象範囲とし、温室効果ガスの削減目標を「2009（平成 21）年度を基準年として、2020（令和 2）年度における温室効果ガス総排出量の削減目標を 8%」として、排出量の削減に取り組んできました。

また、温室効果ガス以外の項目についても、削減等目標を「2012（平成 24）年度を基準年として、2020（令和 2）年度における削減等目標を 8%等」として排出量や使用量の削減、使用率の向上に取り組んできました（表 1-3）。

表 1-3 取組項目ごとの目標

項 目	評 価 方 法	基準年度	目 標
温室効果ガス排出量	二酸化炭素換算値として評価	2009(H21)年度	8%削減
廃棄物排出量	事業所用燃えるごみ袋の購入量として評価	2012(H24)年度	
コピー用紙使用量	コピー用紙（非再生紙及び再生紙）の購入量として評価		
再生紙使用率	コピー用紙購入量に占める再生紙の比率として評価		100%に近づく
水道使用量	上水道使用量として評価		8%削減

## 第2章 基本的事項

### (1) 目的

第3次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）は、「温対法」第21条第1項及び「地方自治法」第292条の規定に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、本市及び大牟田・荒尾清掃施設組合（以下「一部事務組合」という。）の事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量等を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

「事務事業編」で対象とする範囲は、本市及び一部事務組合の全ての事務及び事業とします。対象とする組織・施設は表2-1のとおりです。

表2-1 対象とする組織・施設

対象とする組織	対象とする施設・設備等	対象外とする組織・施設等
市長部局	庁舎、施設・設備、公園、墓地、公用車など。原則として、指定管理者制度適用施設も含む。	・道路の街路灯 ・市営住宅など、住居用の施設 ・地方独立行政法人大牟田市立病院、大牟田市土地開発公社が使用する施設等
消防本部	庁舎、施設・設備、公用車など	
企業局	庁舎、施設・設備、公用車など	
教育委員会	庁舎、学校、中学校給食センター、公用車など。原則として、指定管理者制度適用施設も含む。	
市議会事務局及び各委員会	市長部局に含めて扱う。	
一部事務組合	施設・設備、公用車など。	

### (3) 対象とする温室効果ガス

「温対法」第2条第3項で定められている温室効果ガスは7種類（表2-2）です。

「事務事業編」の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の4種類とします。これ以外の温室効果ガスについては、本市及び一部事務組合の事務事業から排出されている可能性が低く、また排出量を把握するのが困難なことから除外します。

表 2-2 温室効果ガスの種類（温対法第 2 条第 3 項）

温室効果ガス	概要	本計画の対象
CO <sub>2</sub>	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の使用等により排出される。	○
CH <sub>4</sub>	可燃性で天然ガスの主成分。自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却・埋立等により排出される。	○
N <sub>2</sub> O	自動車の走行や燃料の使用等により排出される。	○
HFCs	スプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用される。	○
PFCs	半導体の製造等において使用される。	×
SF <sub>6</sub>	電気絶縁ガス等として使用される。	×
NF <sub>3</sub>	半導体の製造等において使用される。	×

#### (4) 温室効果ガス以外の対象とする項目

「事務事業編」では、ひとつの事業者、消費者として率先して環境に配慮した行動をとるために、以下の項目についても把握し、削減に取り組みます。

表2-3 温室効果ガス以外の項目

項目	把握の方法
廃棄物	燃えるごみ袋の購入量と袋に入るごみ重量の平均値で算出した量を排出量とします。
コピー用紙使用量	コピー用紙（非再生紙及び再生紙）の購入量とします。
再生紙使用率	コピー用紙購入量に占める再生紙の比率とします。
水道使用量	水道使用量とします。

##### 1) 廃棄物

燃えるごみの排出量は、温室効果ガス算定の対象ではありませんが、一般廃棄物の減量化・資源化対策は本市の重要施策となっています。

##### 2) コピー用紙使用量

紙使用量の削減は、温室効果ガスの排出抑制対策として直接的な効果はありませんが、使用量の削減は製造量の削減を通して間接的な効果が期待できます。

また、再生紙の使用比率を上げ、バージンパルプの使用量を相対的に削減することで、森林資源の保全効果も期待されます。

##### 3) 水道使用量

水道使用量の削減は、温室効果ガスの排出抑制対策として直接的な効果はありませんが、下水処理場などによる汚水の処理量の削減を通して間接的な効果が期待されます。また、独自の水道水源に乏しい本市は節水意識のひろがりも重要です。



### (5) 計画期間

2022（令和4）年度から2031（令和13）年度末までの10年間を計画期間とします。

ただし、この間の社会状況の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

### (6) 計画の位置付け

「事務事業編」は、「温対法」第21条第1項及び「地方自治法」第292条に基づくものであるとともに、「大牟田市第3次環境基本計画」を推進するための実施計画のひとつと位置付けます。

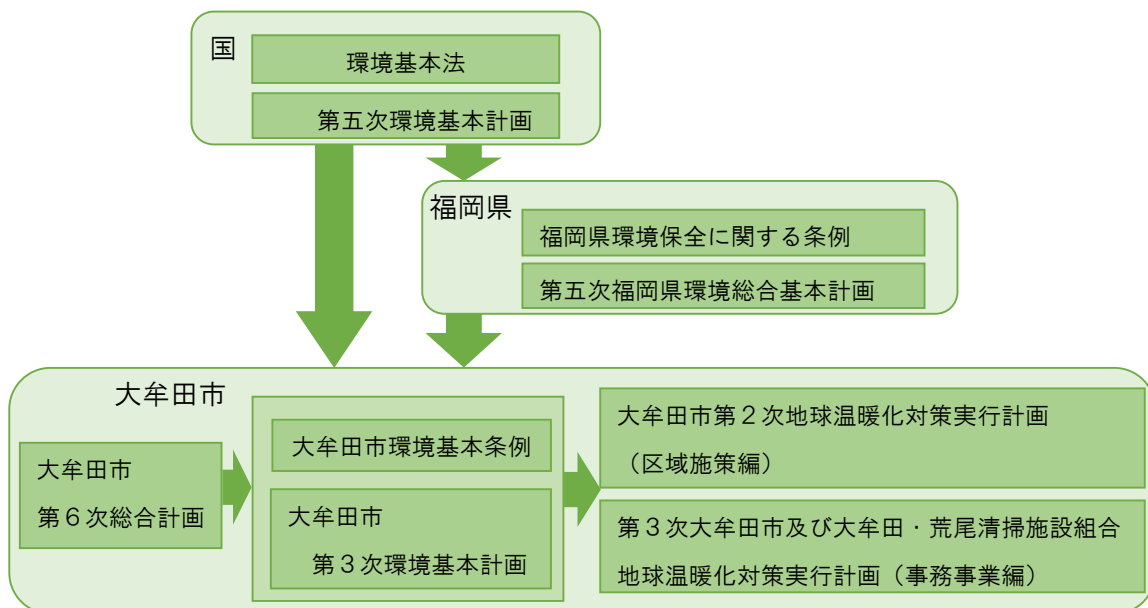


図 2-1 事務事業編体系図

#### (計画策定の根拠)

##### 地球温暖化対策の推進に関する法律

###### (地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

##### 地方自治法

###### (普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

### 第3章 市の現況

#### (1) エコオフィスおおむた 21 (2012～2021) の取組結果

基準年度（平成 21 年度又は平成 24 年度）から目標年度（令和 2 年度）の結果は、表 3-1 のとおり。

なお、目標年度の令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症に関する特別措置法に基づく緊急事態宣言による市立学校の臨時休校や体育施設、社会教育施設等の貸出中止等生活行動に制限がなされたことや、7 月豪雨災害が発生した 1 年でもあったため、表 1-4 の目標年度欄は、2 段書きとして下段に、2019（令和 1）年度の実績値を参考記載します。

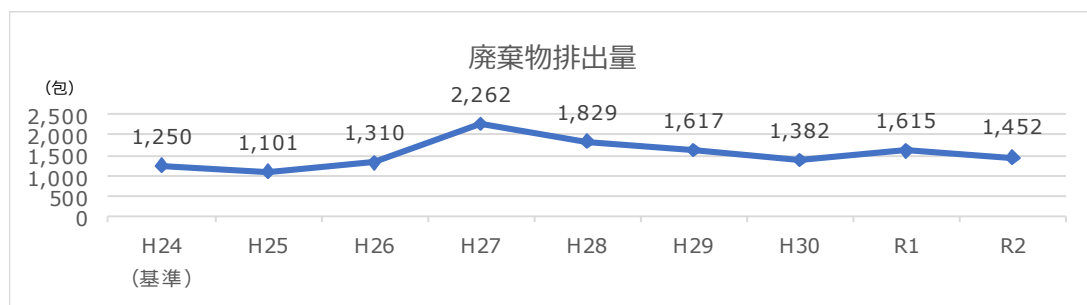
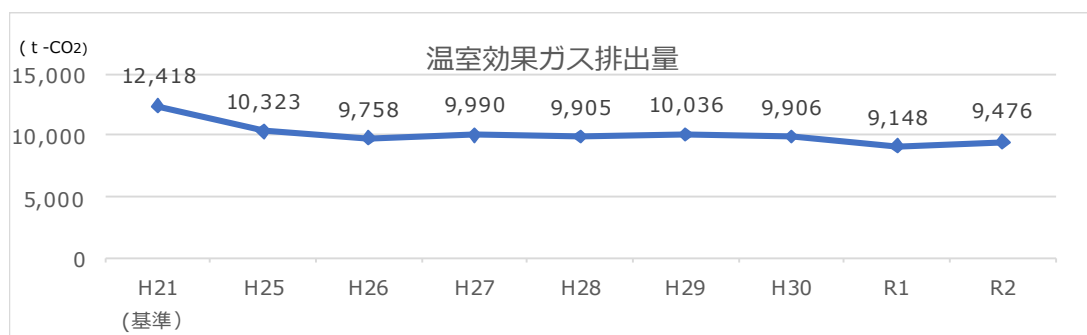
表 3-1 取組項目ごとの取組状況

項目(単位)	基準年度		目標年度
	2009 (H21)	2012 (H24)	2020 (R2) [2019 (R1)]
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	12,418	-	9,476 (-23.7%) [9,148 (-26.3%)]
廃棄物排出量 (包)	-	1,250	1,452 (+16.2%) [1,615 (+29.2%)]
コピー用紙使用量 (箱)	-	5,117	5,588 (+9.2%) [5,131 (+2.7%)]
再生紙使用率 (%)	-	96	94 (-2.1%) [91 (-5.2%)]
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	-	237,666	200,660 (-15.6%) [223,935 (-5.8%)]

※ 1 包 = ごみ袋 10 枚 (事業所用)

※ A 4・B 5:1 箱 = 5 ㍻ B 4:1 箱 = 10 ㍻ A 3:1 箱 = 6 ㍻として A 4 に換算、なお 1 ㍻は 500 枚

※ 2020 (R2) 年度丸括弧 ( ) 内は、基準年に対する増減割合 (%)



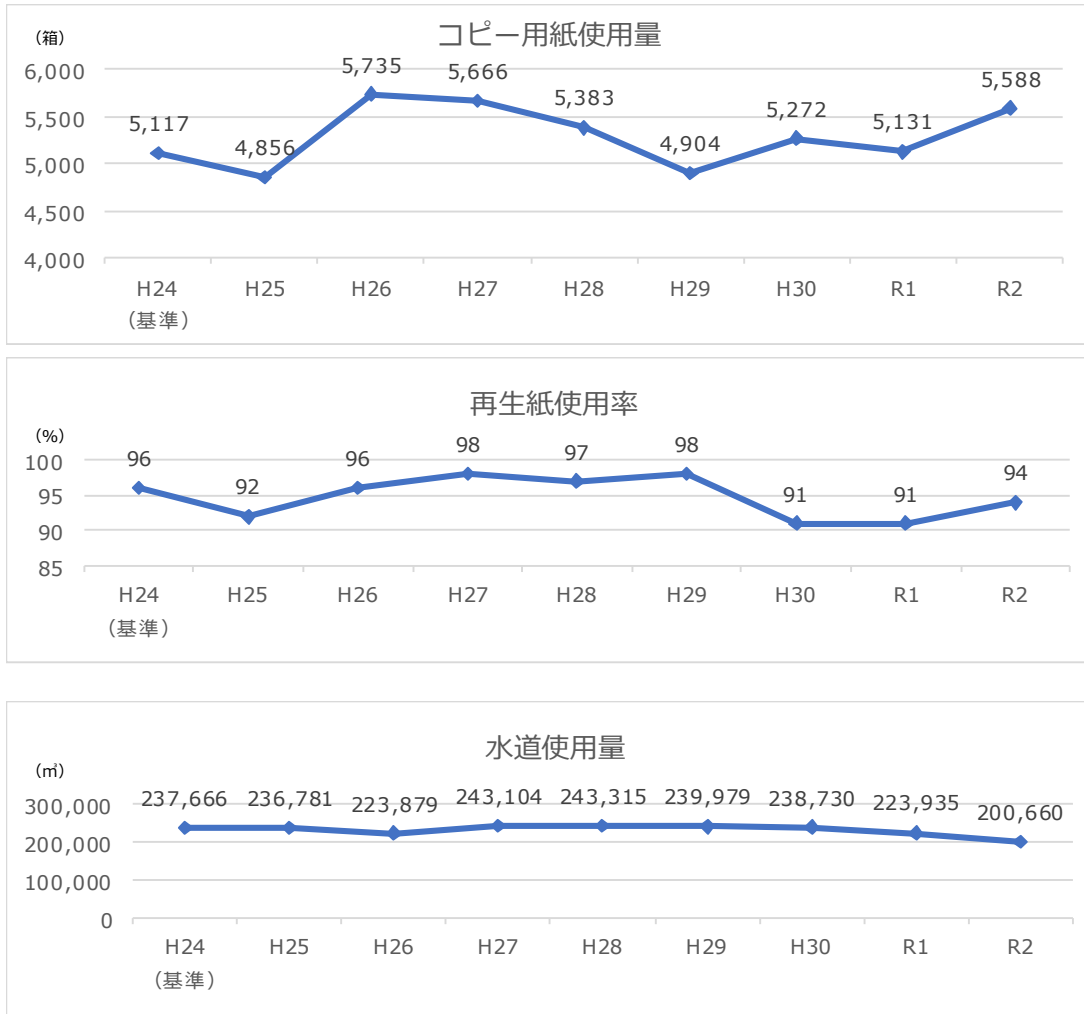


図 3-1 取組項目ごとの進捗状況

令和 2 年度の温室効果ガス排出量は、基準値比 23.7%の減少であり、目標（8%削減）を十分達成しました。水道使用量も減少傾向にあります。これらは、計画期間中に大牟田市立学校再編整備が実施され、小学校数が 8 校から 4 校、中学校数が 5 校から 2 校となったことが要因と考えられます。

廃棄物排出量やコピー用紙使用量は、増加傾向で、再生紙使用率は微減傾向となっています。特にコピー用紙使用量は、著しい増加や減少傾向があり、これについては各種行政計画の策定が影響しているのではないかと考えられます。

未達成を含む目標については、今後も良好な環境の保全・創造に資する要素の一つとして取り組んでいく必要がありますので、次期計画の施策において、取組を着実に実施していくことにより達成につなげていくこととします。

## (2) 温室効果ガスの排出量

温室効果ガス別の排出量は、表 3-2 のとおりです。

温室効果ガス総排出量の90%以上を占めるCO<sub>2</sub>が、基準年度比で25.8%減少しています。その他のCH<sub>4</sub>は2.5%、N<sub>2</sub>Oは8.7%の増加、HFCsは増減がなく、総排出量は、基準年度比で23.7%の減少となっています。

表 3-2 温室効果ガス別の排出量 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガス	2009 (平成 21) 年度 [基準] (構成比)	2020 (令和 2) 年度 (構成比)	令和 2 年度 / 年度 [基準]	
			増減量	増減率
CO <sub>2</sub>	11,589 (93.3%)	8,599 (90.7%)	-2,990	-25.8%
CH <sub>4</sub>	365 (2.9%)	374 (3.9%)	+9	+2.5%
N <sub>2</sub> O	459 (3.7%)	499 (5.3%)	+40	+8.7%
HFCs	4 (0.03%)	4 (0.04%)	±0	±0%
総排出量	12,418	9,476	-2,942	-23.7%

※小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある

次に、発生源別の排出量は、表 3-3 のとおりです。

発生源別の構成比では、総排出量の約 70%が「電気」となっています。

その「電気」を発生源とする排出量は、基準年比で 23.2%減少していますが、「13A (都市ガス)」や「下水道終末処理場・し尿処理施設・浄化槽等」の発生源で排出量が増加しています。その他の発生源では排出量が減少しています。

表 3-3 発生源別の排出量 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

発生源	2009 (平成 21) 年度 [基準] (構成比)	2020 (令和 2) 年度 (構成比)	令和 2 年度 / 年度 [基準]	
			増減量	増減率
電気	8,784 (70.7%)	6,745 (71.2%)	-2,039	-23.2%
重油	841 (6.8%)	655 (6.9%)	-186	-22.1%
灯油	579 (4.7%)	302 (3.2%)	-277	-47.8%
13A (都市ガス)	150 (1.2%)	252 (2.7%)	+102	+68.0%
L P G	610 (4.9%)	264 (2.8%)	-346	-56.7%

下水道終末処理場・し尿処理施設・浄化槽等	806 (6.5%)	857 (9.0%)	+51	+6.3%
自動車・船舶等	647 (5.2%)	401 (4.2%)	-246	-38.0%
ガソリン	292 (2.4%)	225 (2.4%)	-67	-22.9%
軽油	339 (2.7%)	162 (1.7%)	-177	-52.2%
台数・走行距離	16 (0.1%)	14 (0.1%)	-2	-12.5%
総排出量	12,418	9,476	-2,942	-23.7%

※小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある

### (3) 温室効果ガス以外の項目の排出量等

温室効果ガス以外の排出量等は、表 3-3 のとおりです。

温室効果ガス以外の項目では、「水道使用量」が基準年比で 15.6%の減少となり、8%の削減目標を達成していますが、「廃棄物排出量」や「コピー用紙使用量」は、それぞれ基準年比で 16.2%、9.2%の増加となり、8%の削減目標は未達成となっています。

また、「再生紙使用率」は、基準年比で 2.1%の減少となり、100%に近づける目標が未達成となっています。

表 3-3 温室効果ガス以外の項目別の排出量等

項目	2012 (平成 24) 年度 [基準]	2020 (令和 2) 年度	令和 2 年度/年度 [基準]	
			増減量	増減率
廃棄物排出量 (kg)	77,500	90,024	+12,524	+16.2%
コピー用紙使用量(千枚)	12,792.5	13,970.0	+1,177.5	+9.2%
再生紙使用率 (%)	96	94	-2	-2.1%
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	237,666	200,660	-37,006	-15.6%

※本計画期間の活動量データ（実績値）の登録・排出量算定・集計等は環境省が提供する「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（通称：LAPSS（ラップス））を使用するため、廃棄物排出量の単位：(kg)・コピー用紙使用量の単位：(枚)とします。

〔廃棄物排出量〕           ごみ袋購入量 1 包：62 kg(10 枚×6.2 kg)

〔コピー用紙使用量〕   コピー購入量 1 箱（A4）：2,500 枚（5 $\times$ ） [1 $\times$  = 500 枚]

尚、B5：1 箱 = 2,500 枚（5 $\times$ ）、B4：1 箱 = 5,000 枚（10 $\times$ ）

A3：1 箱 = 3,000 枚（6 $\times$ ）として A4 換算

## 第4章 取組の目標

### (1) 目標設定の考え方

政府実行計画（温室効果ガス排出削減目標：2030年度までに50%削減（2013年度比））等を踏まえて、本市及び一部事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。また、温室効果ガス以外の項目については、前計画の進捗状況を踏まえ目標を設定します。

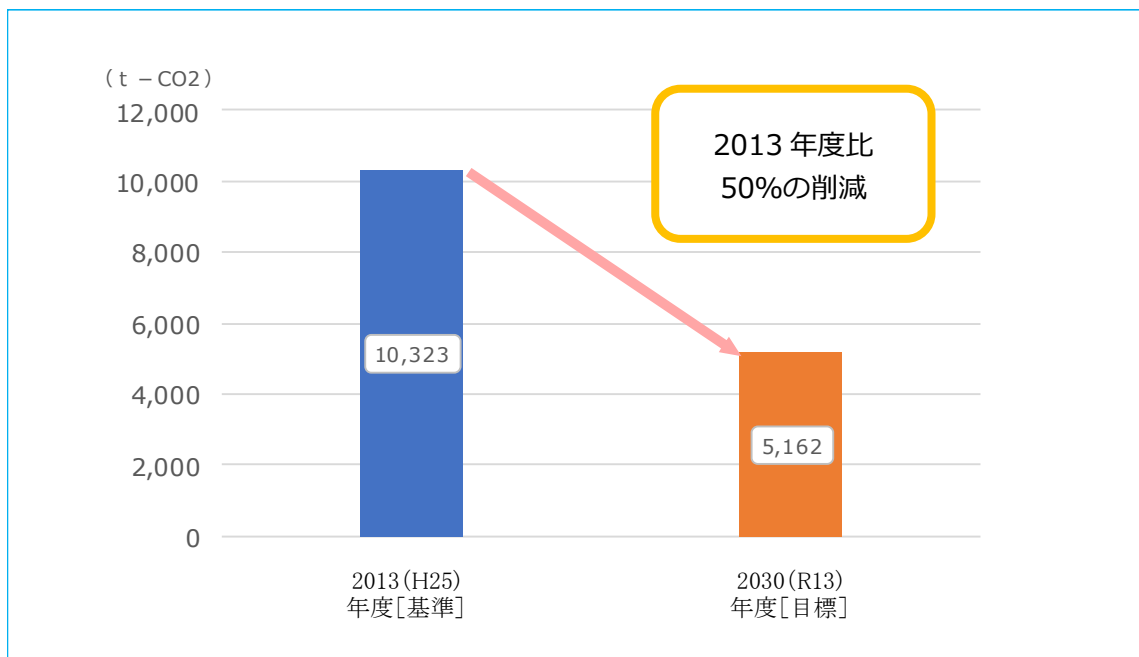
### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度を2030（令和12）年度とし、基準年度の2013（平成25）年度比で50%削減することを目標とします。

表4-1 温室効果ガスの削減目標 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

項目	2013（平成25） 年度【基準】	2030（令和12） 年度【目標】
本市	10,323	5,162
一部事務組合 （RDFセンター）	7,575	0
一部事務組合 （新ごみ処理施設）	0	-
削減率	-	50%

※2028（R10）年度、新ごみ処理施設竣工予定のため、2030（R12）年度【目標】の排出量は、本市の温室効果ガスの排出量のみ対象とします。



4-1 温室効果ガスの削減目標

表 4-2 温室効果ガス別の排出量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガス	2013 (平成 25) 年度 [基準]	2030 (令和 12) 年度 [目標]	削減率
CO <sub>2</sub>	9,484	5,162	50%
CH <sub>4</sub>	355		
N <sub>2</sub> O	480		
HFCs	4		
総排出量	10,323		

※小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある

表 4-3 二酸化炭素の排出量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

項目	2013 (平成 25) 年度 [基準]	2030 (令和 12) 年度 [目標]	削減率
電気	7,145	5,162	50%
重油	575		
灯油	449		
13A (都市ガス)	120		
LPG	626		
下水道終末処理場・し尿処理施設・浄化槽等	817		
自動車・船舶等	590		
ガソリン	300		
軽油	274		
台数・走行距離	16		
総排出量	10,323		

※小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある

## (3) 温室効果ガス以外の項目の削減目標

温室効果ガス以外の項目の削減目標は、表 4-4 のとおりとします。

表 4-4 取組項目ごとの目標

項目	2013 (平成 25) 年度 [基準]	2030 (令和 12) 年度 [目標]
廃棄物排出量 (kg)	68,882	8%削減
コピー用紙使用量 (千枚)	12,148	
再生紙使用率 (%)	88	100%
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	242,697	8%削減

※基準年度は、一部事務組合 (RDF センター) の実績を含む。

## 第5章 目標達成に向けた取組の内容

### (1) 温室効果ガスの排出を削減する取組

温室効果ガスの排出を削減するための取組は多岐にわたります。ここでは、電気製品・その他エネルギー使用機器における取組、公用車における取組、施設・設備における取組について、それぞれ導入（購入）時と使用時の配慮事項をまとめます。

特に、温室効果ガス排出量の削減に向けては、同排出量発生源の70%以上を「電気」が占めていることから、電気使用の高効率化や電気使用量の削減が必要となっています。

#### 1) 導入（購入）時の配慮

##### ◆ 電気製品・その他エネルギー使用機器 ◆

- 国における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たしている物品(グリーン購入適合品)を選ぶ。
- 機器の更新・買い替えに際して上記判断の基準が明らかでない場合は、従来品よりもエネルギー効率の高い製品を選ぶ。
- 適正規模の機器を選ぶ。

##### ◆ 公用車 ◆

- 電動車を選ぶ。
- 上記によりがたい場合は、国における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たしている車(グリーン購入適合品)またはトップランナー基準達成車を選ぶ。
- 公用車台数の見直しを行い、適正配置を推進する。

##### ◆ 施設・設備関係 ◆

- 燃料設備を温室効果ガスの排出の少ないものに改修する
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池を導入する。
- 自然光を取り入れる工夫をする。
- 外気の流入・遮断が可能な建具の採用により建物の断熱性を向上させる。
- 複層ガラス、熱反射ガラスの採用により、窓の断熱性を向上させる。
- コージェネレーションシステムの導入など、エネルギー利用の合理化を進める。
- 省エネルギー型照明機器の導入を進める。
- 省エネルギー型空調設備の導入を進める。
- ピーク電力を抑制するシステムを導入する。
- 屋上緑化や壁面緑化、グリーンカーテンなど緑化の推進と維持管理に努める。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



## 2) 使用時の配慮

### ◆ 電気製品・その他エネルギー使用機器 ◆

#### ■ 照明機器管理 ■

- 執務に支障がない範囲で、照明点灯箇所・本数を減らす。
- 照明機器は定期的に清掃する。
- 室内灯とデスクスタンド照明を使い分ける。
- 始業前、昼休み、退庁時の消灯を徹底する。
- 廊下、倉庫、更衣室、会議室など照明のこまめな消灯を徹底する。
- ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
- 定期的に執務室の照度を把握するとともに過剰な照明を削減する。

#### ■ 空調機器管理 ■

- 使用期間を設定し、それ以外の期間は使用しない。
- 事務室は適切な室温とする（冷房時28度、暖房時19度程度）
- クールビズやウォームビズを推進する。
- ブラインドやカーテンを利用し、断熱する。
- ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
- エアコンと石油ストーブを併用しない。
- 空調設定温度と室温を定期的に把握し、過剰運転をしない。

#### ■ その他のエネルギー使用機器 ■

- 石油ストーブを使用するときは、定期的に室温を記録・把握し、過剰暖房をしない。
- 階段を利用し、エレベーターの利用を控える。

### ◆ 公用車 ◆

- エコドライブを徹底する。
- 無駄な荷物を積載したまま運転しない。
- タイヤ空気圧・磨耗状態等の日常点検を徹底する。
- 定期点検を徹底する。
- 公用自転車の利用を推進する。
- 走行距離、給油量など公用車の使用状況を記録・把握し、適正な管理を行う。

## (2) 温室効果ガス以外の項目を削減する取組

### (2-1) 廃棄物排出量を削減する取組

#### 1) 計画の進行管理のための取組

- 紙類や容器包装プラスチックの分別を徹底し、燃えるごみの排出量を削減する。

#### 2) 普段の行動における取組

- マイボトルやマイカップ等の使用、昼食等の食べきり、使用済み封筒・ファイル等の再利用等を促進し廃棄物の排出抑制に努める。
- 紙類やビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック等資源物分別を徹底する。

#### 3) 物品購入における配慮

- エコマークやグリーンマークなど環境ラベルのある製品を選ぶ
- 詰め替え可能等、長期使用が可能な製品を選ぶ。
- 再利用が可能な製品を選ぶ。

### (2-2) コピー用紙使用量を削減し、再生紙の比率を高める取組

#### 1) 計画の進行管理のための取組

- 業務のペーパーレス化を推進し、コピー用紙の購入量を把握する。

#### 2) 普段の行動における取組

- 添付資料を見直し等資料の簡素化を図り、配布部数は適正量とする。
- プロジェクター等を活用する。
- 庁内ネットワークを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。
- 両面印刷・コピー、縮小印刷・コピー、裏面コピーを活用する。
- 使用量を記録・把握し、適正に管理する。
- 庁内業務のDX化を進める。

#### 3) 物品購入における配慮

- 国における「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たしている物品(グリーン購入適合品)を選ぶ。

### (2-3) 水道使用量を削減する取組

#### 1) 計画の進行管理のための取組

- 水道使用量を把握し、適正に管理する。

#### 2) 普段の行動における取組

- トイレ洗浄用水を無駄に使用しない。
- 給湯室での食器洗い時は、溜め置き洗いをする。
- 手洗いや洗顔、歯磨き時は、蛇口をこまめに閉める。

#### 3) 施設等の管理における取組

- 蛇口・水道管の水漏れ点検を徹底する。

## 第6章 推進体制と進捗管理

### (1) 推進体制

「事務事業編」を着実に推進していくためには、全職員が自主的に取り組む職場環境となるような仕組みづくりが必要です。「事務事業編」を推進するために、市長が主宰する「大牟田市地球温暖化対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、その所掌事務の実施に関して、あらかじめ協議及び調査研究等を行うため、推進会議に幹事会を設けます。また、本市各課及び一部事務組合に「推進責任者」、各課・各施設等に「推進員」を配置し、「事務事業編」の取組を着実に推進します。

#### 1) 推進会議

市長が主宰し、特別職及び部長級職員をもって組織する。事務事業編の策定及び推進に関する事務を所掌し、「事務事業編」の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行う。

#### 2) 幹事会

環境総務課長を代表幹事とし、各部局の管理調整機能を有する課等の副部長級及び課長級職員をもって組織する。推進会議の所掌事務の実施に関し、あらかじめ協議及び調査研究等を行う。

#### 3) 推進責任者

各課等の課長級職員等。以下に示す事項を所掌し、各職場で中心となって実行計画を推進する。

- ・ 「事務事業編」による措置の職員への周知と推進を行う。
- ・ 「事務事業編」による措置の状況に対する点検を行い、事務局に提出する。

#### 4) 推進員

各課等の職員。推進責任者を補佐し、日常の取組状況の点検及び報告書の作成等を行う。推進員は推進責任者が職員の中から指名する。

#### 5) 事務局

環境部環境保全課。推進会議、幹事会、推進責任者と連携・調整を図り、計画推進のため推進会議の庶務を処理する。

### (2) エネルギー管理組織との連携

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」では、エネルギーの使用の合理化を推進するための組織（エネルギー管理組織）の整備が求められています。エネルギーの使用の合理化は、温暖化対策の観点からも重要であり、実行計画を推進するための組織とエネルギー管理組織は互いに連携していくこととします。

具体的には、大牟田市地球温暖化対策推進会議設置要綱第4条第2項の規定に基づき、推進会議においてはエネルギー管理統括者の意見を聴くとともに、推進会議幹事会においてはエネルギー管理企画推進者の意見を聴くこととします。また、これらのエネルギー管理組織はエネルギーの使用の合理化を推進するため、推進会議等における決定を経て、必要な措置を直接推進責任者に求めることができることとします。



### (3) 進捗管理

「事務事業編」の目標を確実に達成するためには、取組状況の点検と評価が必要です。

#### 1) 進捗状況の把握

「事務事業編」では、以下の体制によって、温室効果ガス排出量及び廃棄物排出量等について、毎年集計し、達成状況を評価し、必要な措置をとることとします。

#### 2) 取組状況の評価・公表

「事務事業編」では、以下の体制によって、目標達成に向けた進捗状況と取組の実施状況を点検し、公表します。

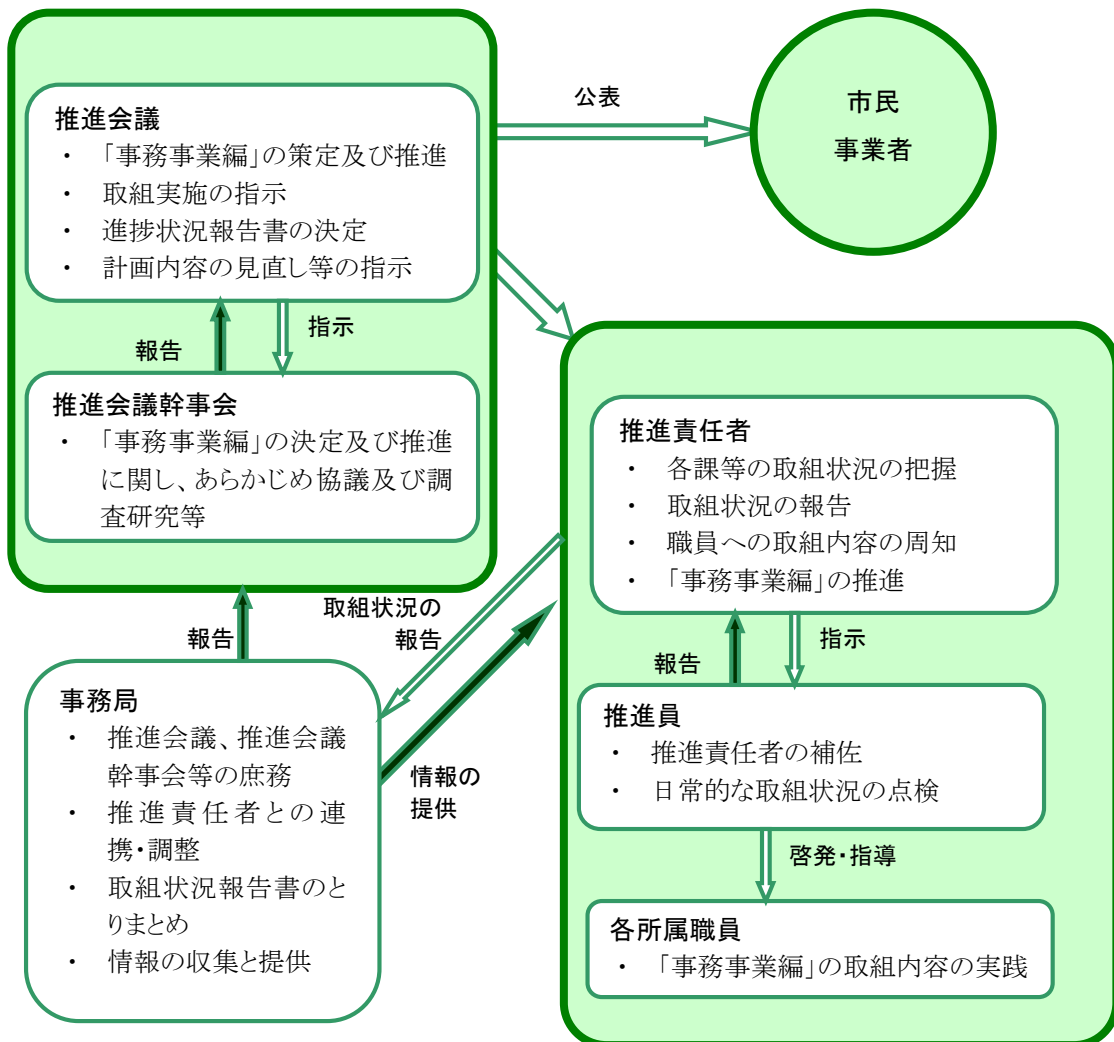


図 6-2 「事務事業編」の推進・進行管理体制